

1 議 事 日 程

〔令和6年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

令和6年9月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第48号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 認定第6号 令和5年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第3 認定第7号 令和5年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	入江 寿 議員	副委員長	木村 彰人 議員
委員	門田 直樹 議員	委員	橋本 健 議員
〃	笠利 毅 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

都市整備部長	柴田 義則	観光経済部長	友添 浩一
都市整備部理事 (公営企業担当)	高原 寿子	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	西山 英毅
都市計画課長	古賀 千年志	国際・交流係長	松井 百合子
建設課長	齋藤 実貴男	産業振興課長	満崎 哲也
上下水道課長	大久保 信孝	上下水道施設課長	清武 伸寿

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野寄 正博	議事課長	花田 敏浩
書記	木村 幸代志		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第48号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 日程第1、議案第48号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） おはようございます。

それでは、議案第48号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の9ページから11ページ、新旧対照表は2ページをご覧ください。

今回の改正は、令和5年10月の道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について協議方法等の取扱いが変更となったことから、太宰府市地域公共交通活性化協議会に同法第9条第4項に規定する会議体を位置づけるため、また道路運送法施行規則の改正により、地域公共交通会議の構成員の条項が変更となったため、条例の一部を改正するものです。

これまでは、地域公共交通会議または地域公共交通活性化協議会において運賃等についての協議を行い、協議が調うことで運賃の届出がなされておりましたが、今回の改正により、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する別の会議体で協議をすることとなりました。今後、一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃は、同法第9条第4項に規定する会議体において協議する必要があることから、活性化協議会の分科会として設置するもので、会議体を組織するために条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるとでございます。

ご説明は以上です。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 大まかに4つほどあるんですけども、まとめて言いますか。それとも

1 個ずつ言いましょうか。

○委員長（入江 寿委員） 1 個ずつで。

○委員（笠利 毅委員） はい、分かりました。じゃあ、順次。

最初に、法律の改正が令和5年10月ということで、ほぼ1年前なんですけれども、今回の条例改正が1年後ぐらいになったというその事情とか理由とか、それをお聞かせください。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 今回の改正につきましては、運賃に関わる分でございますので、本市において現在そういった協議等の必要がないことから、今回のタイミングで出させていただきますところでございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 逆に言うと、運賃の議論をする必要が生じてきたという認識でよろしいんですか。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 現在、公共交通を取り巻く環境の変化もございますので、今後を見据えながら対応させていただいたということでございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今回の改正の運賃のこの影響なんですけれども、まほろば号の運賃改定等もこれの対象になるという理解なんですか。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 協議運賃そのものが、まず上限運賃というものを国土交通大臣のほうに提出して、価格設定等がありまして、その中で実施運賃というのを決めていくんですけれども、今後そういった料金については、地元の合意であったりとか関係する事業者であったりとかの合意が得られれば協議運賃として認められるということでございますので、まほろば号についてするためにというわけではございませんけれども、あらゆることを想定して、今回、改正のほうをしているというふうなことでございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今、別に逆に言うというつもりで言っているわけではないんですけれども、現時点では協議運賃の対象という形にはなっていないということですか、まほろば号については。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） すみません、もともとまほろば号の料金の設定の際に、この法自体が、まだ協議運賃自体が多分定められていなかったと思いますので、今後そういった料金改定等があれば、協議運賃のほうを採用するというか、協議するような可能性もあるかと思いません。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 法律の第9条の4のところに運賃等というふうに入っているかと思うんですけども、具体的に、等ということで、今回、運賃の話だけ今は出てきていたんで、それ以外のことも、等の中でどんなものが含意されているのかということ。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 運賃及び料金というふうな法の中では記載がございまして、交通事業者の料金と申しますか、法を運賃と取るやり方と料金というふうな、サービスによって多分、実際使われるところが違いますので、運賃等というふうなところで表現させていただいているところではございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 平たく言えば、運賃だと思っておけばよいということですね。
じゃあ……。

○委員長（入江 寿委員） 4つ目ですかね。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 協議体の構成員云々という説明が先ほどありましたけれども、公聴会を設けなければならないというようなことが加わってくるというふうに法律第9条の説明の中にあっただと思うんですけども、私の勘違い、読み違いでなければ。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 法改正の中では、公聴会の開催などというふうな形で、意見の集約につきましては、例えばパブリック・コメントであったりとか広報紙、市民のほうに直接聞いたりアンケート調査であったりとかそういったものでニーズのほうをとるところというふうに理解しているところではございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） つまり、市報に関しては選択の幅があるという趣旨のご回答だったと思うんですけども、この方法を取る責任者というんですか、法律の名宛て人というんですか、は、市がその手法を取らなければならないという法律の定めだと理解しておいてよろしいですか。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 道路運送法の第9条第5項の概要になりますが、市町村のほうであらかじめ公聴会などの開催等をする際に、市民、利用者、利害関係者等の意見を反映するため、必要な措置を講じなければならないとございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 確認ですけども、つまり市が責任を持ってやらなければならないということですね。

○都市計画課長（古賀千年志） はい。

○委員（笠利 毅委員） 分かりました。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 新規事業だけでは改正の要点が分からなかったんですけども、まずこの法改正のポイントですよね、目的、会議体を別に位置づけるという目的をまずお聞きしたいんですが。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 今回の改正に当たっては、地域公共交通活性化協議会のほうで今まで運賃等の協議もできるようになっておったんですけども、どうしてもそういったカルテルと言われる部分に当たるということで、活性化協議会のほうには国、県、公安委員会、複数の交通事業者や自治会の代表、観光関係者や識見を有する方々などがいらっしゃいますが、実際、運賃に関わる部分の協議については、新たな分科会として、実際、市、当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者と福岡運輸支局、自治会の代表、こちらで検討協議するように決められたことでございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら、今回、運賃改定に当たっては、流れが変わってきたと思います。地域公共交通会議等で合意ができれば、それをそのまま申請していた形なんですけれども、その間にこういう協議会、運賃の会議が入って、その前に先ほどのパブコメとかアンケート等というのがありまして、その後に運賃会議という今回の新しい会議体があって、それで地域公共交通会議等に何かしら説明があったところだというような流れになると思うんですけども、それでよろしかったでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 委員おっしゃるとおり、流れ的にはそういった形になろうかと思いますが、活性化協議の分科会というところで、そちらに運賃協議会というふうな考え方で、形としましては再度そちらの協議会のほうで固まったものを活性化協議会の上のほうに上げてまた審議するような形ではございません。また、このやり方については、運輸支局のほうにご相談、ご助言いただいて、規定のほうを改正したいというふうに思っております。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最後です。

今回、道路運送法の第9条第4項というのが条例改正の中に入ってきましたけれども、最終的には、今のところ地域公共交通活性化協議会規則がありますよね。その中にこの会議体を何かしらで位置づけるという形になろうかと思っておりますけれども、そちらの改正のほうも同時進行で進んでいるんでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 委員お見込みのとおりでございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、議案第48号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時07分〉

○委員長（入江 寿委員） ここで、次の日程に入ります前にお知らせします。

日程2及び3につきましては、令和5年度の企業会計決算審査となります。各会計ごとに執行部より概略説明を受け、質疑を行い、審査を進めてまいります。

なお、質疑はページごとに進めていきませんので、質疑される際はページ番号と該当箇所をお示しの上、質疑を行っていただくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第6号 令和5年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長（入江 寿委員） では、日程第2、認定第6号「令和5年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」を議題とします。

決算書は、水色の冊子になります。

執行部の説明を求めます。

都市整備部理事。

○都市整備部理事（公営企業担当）（高原寿子） 認定第6号「令和5年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」、その概要をご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

建設工事の概況ですが、令和5年度は、配水管の布設替え工事を12件、次のページをお願いいたします、配水施設改良工事1件、浄水施設改良工事6件、貯水施設改良工事1件を行っております。

次に、7ページになります。

業務量でございますが、表の上から2段目の年度末給水人口ですが、前年度に比べて337人、0.6%の増となっております。6段目の普及率につきましては、前年度から0.2ポイント上昇し、85.2%となっております。今後とも、引き続き普及率向上に努めてまいります。

次の段の年間給水量につきましては1.6%の増、その下の年間有収水量につきましては0.2%の増となっており、一番下の段の有収率は91.5%となっております。次の供給単価ですが、1㎡当たり210.48円、給水原価は206.12円となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

(2)企業債につきましては、令和5年度の発行額の合計が1億円、償還額が1億555万9,234円で、年度末現在高が7億6,084万4,091円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

令和5年度の損益計算書ですが、下から3行目をご覧ください。当年度純利益の額は1億1,987万661円となっており、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は10億5,459万3,769円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

令和5年度の剰余金処分計算書案ですが、一番右上の欄に先ほどの当年度未処分利益剰余金10億5,459万3,769円が表示されておりますが、このうち1億3,271万700円を資本金に組み入れ、残りの9億2,188万3,069円を次年度に繰り越すようにいたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 形式的な質問ですけれども、23ページ以降で明細書がありますけれども、予算額を記入しているところが備考のところになんかあつて、ほとんど人件費関係かとは思いますが、これは任意で書き込んであるものなのか、それとも何かしらの必要性があつてその部分だけ予算措置を書き込むことにしているのか、その辺を教えていただければ。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） こちらは、委員お見込みのとおり、人件費に関するところの予算額を載せておるところですが、これは予算のほうで、予算編成におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費が定められております。こちらがありますので、あくまでこの予算額というものを、こちらの部分に関しては、人件費に関してはあえて載せておるといったところになっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 5ページの建設工事の概況ということで、五条地区と主に緑台、そして向佐野地区の一部工事をされているみたいなんですけど、この緑台は、全て水道管布設替えはもう全部完了ということなんですか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 一旦、緑台につきましては、昨年度の工事でめどがついております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 五条は広いんで、まだ未着手の部分がたくさんあると思うんですがね。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） ここの五条の部分は、西鉄五条駅前の軌道下、踏切下の布設替えになっております。また、一般的な配水管とは別の工事でございます、この分につきましては。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） よく分からないんで、一般論として、水道管というのは大体どれぐらい耐久性というか、もつんでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 法定耐用年数で40年と定められております。

○委員長（入江 寿委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 40年前の水道管と現在の水道管、かなり進化していると思うんですけども、材料的にも昔は鉄管だったと思うんですよね。それにさびがついて非常にという、そういう問題も発生したと思うんですが、現在の水道管というのは、どういうふうな水道管になっているんでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 水道管の口径によって異なりますが、今現在のは、主にダクタイル鋳鉄管というものと水道用の耐衝撃性の塩ビ管というものを使っております。また、太宰府市では使っておりませんが、ポリエチレン管というのもございまして、それにつきましては3月の議会でご説明をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 決算書の7ページと、審査意見書のほう、その64ページ、そこに書いてあります供給単価と給水原価のところなんですけれども、ずっと経年的に毎回私は注目しているんですけども、まず令和5年度なんですけど、給水単価と原価の差がだんだん接近し

てきているような感じがします。これは令和4年度からの傾向ですけれども、ここら辺の背景についてご説明ください。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） 委員ご指摘のとおり、令和4年度に比較いたしますと、供給単価、令和4年度が8.43円の差があったところが令和5年度4.36円ということで、半分程度まで下がっています。この大きな要因といたしましては、収入に関しましては若干伸びておるところでございます、給水収益といたしましては。ただ、給水原価のほうが、令和4年度に実施いたしました松川の更新工事、これに伴います減価償却費が令和5年度から生じたこと、それと合わせまして、昨年来から少雨傾向で、渇水対応で、受水費であったりあるいは浄水場の委託関係、こういったものが上昇したことによる費用増によりまして、今回、給水原価のほうが上昇しておるといいう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 了解しました。

ということは、これからの見込み、結構厳しいような状況だと思われるんですけれども、そういう形で認識しておいてよろしいのでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） 実際、今回の渇水等に関しましては、特例的な部分かとは思いません。ただ、昨今、労務単価であったり資材単価、そういった物価高というものは大きく今後影響してくるか、どのあたりまで伸び続けるのかというのはもちろんあるかと思いますが、今後かなり厳しい状況が続くのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 上水道については極めて良好な経営状況だという認識で、さらに質問したいんですけれども、これからの負担というところで、決算書の3ページです。3ページの管路経年化率と管路更新率、こちらのほうがこれから非常に経営に重たくかかってくる部分だというふうに思っています。そこで、令和5年度を見ますと、耐用年数、先ほど40年とありました。そういう認識で、それを超えているものが21.24%あるということでしょうか。

それと、あとその下の管路の更新のほうなんですけれども、この経年化率、耐用年数を超えたものの21.24%に対して、更新のパーセンテージが0.71%とちょっと少ないような感じもします。これ自体が上水道のアセットマネジメントの計画上で計画的にきちんと更新されているのか。2点お願いします。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） まず、管路経年化率につきましては、全管路の延長のうち、法定耐用年数40年を超えたものの数字になってきます。

次に、管路更新率0.71%という数字でございますが、これが水道管全延長のうち、令和5年度にどのぐらいの延長の更新を行ったかという数字になってきます。

最後に、もう一点、この0.71%という数字が適切かどうかというようなことのご質問かと思いますが、なかなかこの0.71%が適切かどうか、適切かどうかというのが答えにくい部分ではございますが、例えば全国平均、令和3年度に公表されている中で最新の数字になりますけれども、全国平均では更新率が0.64%というふうになってきます。そういうことで、0.71%というのが適切かどうか、なかなか難しい問題ではありますが、令和5年度、さらに令和6年度、予算を上げて、少しずつでも更新していくように努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最後です。

こっちの審査意見書の57ページ、ここに述べてあるのが、年間総水量のうち90.4%が福岡地区水道企業団からと山上水道企業団からの受水ということです。その一番下の受水率を見ていきますと、だんだん右肩上がり、受水する率が令和元年度は85.8%が令和5年度は90.4%と上がってきているわけなんですけれども、市単独の水源、浄水場、今回、工事で新しくしたばかりなんですけれども、将来的に見たら、もしかしたらもう受水でやっぺいこうというような判断をする時期が来そうな感じの表なんですけれども、そういう議論、将来的にある可能性があるのか、分かる範囲でお願いします。

いろいろこれについては気になるところで、ちなみに宗像地区のほうの自治体で、そこは北九州と福岡から水を受水しているんですけども、自前の浄水場を廃止するかということで悩んでらっしゃったところがありましたんで、うちも何か似ているような感じがしますので、今すぐの課題ではないとしても、将来的にそういう可能性はあるのかだけ教えていただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） そもそも太宰府市の浄水場をどうするかというようなご質問かと思いますが、今のところ浄水場、松川浄水場と大佐野浄水場、2か所ございますが、何かあったときのリスク対応ということで、あくまで現時点では、当面の間は堅持していくような方向性でしております。令和4年度、令和5年度、上がった一つの要因としましては、松川浄水場の更新工事、耐震補強工事を行った際に、福岡地区水道企業団からその分余計に受水を受けたこと、さらには令和4年度、令和5年度、渇水傾向にございまして、山上水道企業団からの受水が一部カットされた、それに伴って、これも福岡地区水道企業団から余計に増量して受水を受けたこと、そういったことも一つの要因となっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかにございせんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 確認的な質問なんですけれども、3ページですけれども、木村委員が供給単価と原価の差で説明して下さった理由が、私はこの一番上の表の経常収支比率であるとか料金回収率の変化の仕方が気になって質問しようかと思っていたんですけれども、ほぼ先ほどの説明で説明できるかなとは思ったんですが、そうでよければそのように、あるいはこの5年間分の傾向分析といいますか、別途言い添えるようなことがあればお願いしたいかと思うんですけれども。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） 先ほどご説明いたしましたとおり、収入にせよ支出にせよ、収入に関しては、一旦コロナ禍ということで逆に使用料が増えておったところが、令和4年度はややそれが落ちたものの、令和5年度、これは今現在こちらで分析しておるのは、利用者が増えていっている、軒数が増えていっているところなんです。1つの家が建て替わる際に、2軒、3軒に最近なっていて、単純に軒数が増えていっているというところで、基本料金などが多く増えていっている関係で、給水収益に関しては増加傾向に、今回であれば、令和5年度はなっております。それに対して、費用は、先ほど言いました湯水対応であったり物価高、そういったものの影響で増加しておるところでして、それを合わせまして、今回こういった比率になっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号「令和5年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」を、剰余金の処分について原案可決し、決算について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、認定第6号については原案可決及び認定すべきものと決定しました。

〈原案可決及び認定 賛成4名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第7号 令和5年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長（入江 寿委員） 続きまして、日程第3、認定第7号「令和5年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」を議題とします。

決算書は、黄色の冊子になります。

執行部の説明を求めます。

都市整備部理事。

○都市整備部理事（公営企業担当）（高原寿子） 認定第7号「令和5年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」、その概要をご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

建設工事の概況ですが、令和5年度は、汚水人孔蓋更新工事を12件実施いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

業務量でございますが、表の上から5段目の普及率は99.7%、水洗化率は97.8%、水洗化人口普及率は97.4%となっており、令和4年度とほぼ同じ状況でございます。10段目の整備率は88.5%で変わらず、今後とも計画的な整備に努めてまいります。下の段の有収水量につきましては、全体として0.2%の増となっております。次の使用料単価ですが、1 m³当たり160.52円、処理原価は99.92円となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

(2)企業債につきましては、令和5年度の発行額の合計が1億1,530万円、償還額が5億3,865万8,293円で、年度末現在高は44億3,263万4,308円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

令和5年度の損益計算書ですが、下から4行目をご覧ください。当年度純利益の額は3億8,852万2,763円となっており、一番下の当年度未処分利益剰余金は5億8,279万951円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

令和5年度の剰余金処分計算書案ですが、一番右上の欄に先ほどの当年度未処分利益剰余金5億8,279万951円が表示されておりますが、このうち3億9,929万5,511円を資本金へ組み入れ、1億213万4,056円を減債積立金に積み立て、残りの8,136万1,384円を次年度に繰越しといたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 23ページ、1款1項1目管きょ費の材料費が、たしか予算が49万

3,000円だったのかな、予算書そのものを置いてきてしまったんですけども、230万円ほどで決算されていますけれども、約5倍か。事情を。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 建設課が行う道路工事に関連しまして、併せてマンホール蓋の更新を行ったほうが良いという箇所がございました。その分、予算として、おっしゃったように決算額が上回っておりますが、そういう対応で流用を行いまして、今回、対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ということは、やむを得ないといえますか、年度内での判断でそういうふうに流用して行ったということですね。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（入江 寿委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） その上の委託料が1,872万円の予算に対して1,230万円ぐらいだったかと思うんですけども、3分の2ほどなんで、3分の1委託料が減っている理由をお聞かせください。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 主に入札の際の入札減によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） じゃあ、予定していたものは滞りなくやれたと考えてよろしいですか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 決算書6ページと、審査意見書のほうが84ページです。

こちらのほうも上水道と同じ形で注目しておるところが、使用料単価と処理原価なんですけど、令和5年度は使用料単価が160円、処理原価が99円、差引き60円という形なんですけれども、もう一つ処理原価というのがございまして、それが意見書の93ページです。下水道の処理原価のほうが、公費負担を考慮したところで138円という数字が上がってきていまして、6ページを見る限り60円も利益が出ているというふうにずっと安堵しとったわけなんですけれども、公費負担を考えたら、処理原価138円ですので、大分圧縮されて22円ぐらいになってしまうんですけども、実際、これは一般会計からお金が入っていますので、こっちの数字、公費

を考慮した処理原価で見えていったほうが非常に現実に即しているような感じがするんじゃないかと思っています。

感想としては、にもかかわらずしっかり利益を出しているということで、下水道経営は非常にうまくいっているというふうな認識でおりますけれども、ここの数字がなかなか表側に上がってこないの、その評価についてはどういうふうにと考えたらよろしいんでしょうね。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） まずは、決算書のほうの処理原価についてですが、こちらは、同じく繰り出し基準等経費、これは公費負担の部分になるんですが、この分を差し引いた金額からさらに長期前受金戻入というものを差し引いております。この長期前受金戻入とは何かといいますと、実際に建設工事をやった際に、国庫補助金であったり、あるいは公費負担金とかそういうものを受けて工事をやっておるんですが、この長期前受金、一旦受け入れた補助金などはその年の収益としては計上せず、減価償却に合わせて都度都度、50年の耐用年数であれば50年に分割して収益として上げていくものとなります。それを差し引いたところの処理原価が今回お出ししております99.92円ということになっておりまして、そこが一番大きな、監査資料の基になっている数字との違いはまずそこでございます。

なぜこの処理原価から長期前受金を引くかといいますと、基本的に下水道というのは、今はしっかり国庫補助金の制度が確立していますので、恐らく次の再投資、布設替えとかでまた再投資する際にも国庫補助金がつくだろうという見込みで、こちらのほうの処理原価のほうからはその分を差し引いている、要は使用料収入でプールしておくべき更新財源がその分、圧縮されますので、そういったところで処理原価を算出しております。

あくまでも監査のほうの資料のほうはそういった部分を除いたところで、国庫補助金などがなかったとして、今の使用料単価で賄えるのかという見方をどうもされてあるようにはなっておるところでございます。実際のところ、仮に国庫補助金が制度が変わって、もしなくなったとしても、現在の使用料単価で十分賄える基準でやっておるというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 分かりました。

同じく審査意見書の84ページの下水道使用料の収入率のところを見ていきますと、令和5年度が77.58%なんですけど、水道の収入率は89.72%と大分差があるわけなんですけれども、下水道、水道、これは同じ形で集めている形になりますけれども、ここの差の理由というんですかね、どうしてこういうふうに差があるのか教えてください。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） こちらは、委員お見込みのとおり、水道料金と一緒に下水道使用料というのは徴収をしております。一旦徴収した下水道使用料が、水道のほうの水道事業会計

のほうの預り金として一旦プールされる、そしてそれを下水道事業会計のほうに移すんですが、今年度3月末の時点で、大体月に1回振替を行っているんですが、そのタイミングで、例えば口座引き落としの分とかが水道料金が入っていれば振り替えるんですが、まだ入ってなかったタイミングで振り替えているがために、今回水道のほうで預り金がかかなり大きくなっている状況になっております。ですので、実際のところは、例えば5月末とかで比較すれば例年と変わらない収納率ということになっております。どうしても曜日の関係とかそういったものでタイミングがずれて、今回、収納率が、3月末の下水道だけで見ると下がっているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら、これはタイミング的なものでありまして、水道並みの収入率というのはほぼほぼ確保されているというふうに理解してよろしいですね。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保信孝） お見込みのとおりでございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号「令和5年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」を、剰余金の処分について原案可決し、決算について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、認定第7号については原案可決及び認定すべきものと決定しました。

〈原案可決及び認定 賛成4名、反対0名 午前10時41分〉

○委員長（入江 寿委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年11月14日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿